

# 新潟の教育行政における

## 「いじめ」対策の特徴

小林

朗

### 1.はじめに

昨年の大河内君のいじめを苦に自殺をした事件で社会全体が騒然となつた。これは八年前の東京の富士見中学校の葬式ゴッコによる鹿川君の自殺事件以上のものである。

また、この事件をきっかけにいじめを苦にする自殺事件が全国で頻繁におこつた。日本中で、いじめ問題は大きな話題になるとともに、緊急に解決してほしい声が津々浦々に巻き上がつた。

そのために、文部省を中心とした教育行政は「いじめ」の対策に積極的に乗り出していくのである。

本稿で新潟県における「いじめ」に対する教育行政の特徴について若干述べてみたい。

### 2.調査と研修会

本県では、いじめ・登校拒否が全国平均よりも多く発生しているということで県教育委員会の対応の仕方は力が入っている。今年度、県教委は「いじめ・登校拒否対策班」を設置して重点的にいじめ・登校拒否を解

消しようとしている。

いじめと登校拒否の両者を扱っているのは、本質的に根本が同じところにあるとしている姿勢は基本的に賛成できる。子どもたちの居場所を問題にしているのである。

県教委は、いじめ問題対策を三つの柱で実施しようとしている。

この三つの柱の前段階で「いじめの総点検と指導及び取組状況の調査」を年三回、各学期一回行うとしている。これは県教委と市教委、学校がそれぞれいじめの総点検を行ったのかとか、研修会は実施したか、相談体制はつくったかななどをアンケート方式で調査していく。

さて三つの柱であるが、第一は「相談・指導体制の充実」をあげている。いじめに関する生徒指導専任の指導主事を上・中・下越の三事務所と佐渡の一出張所に各一人、四人を配置している。これは、「いじめ相談」窓口を充実することを目的にしている。

第二は、「心の教育の推進」である。いじめの実態調査と取組の点検、指導体制の充実に登校拒否加配教員を全県で八十人配置、相談員の活用、相談カードを十万八千五百枚配布、啓蒙資料の配布をあげている。

第三は、「教育の資質・指導力の向上」である。多

くの研修を県教委で計画している。この研修会は市教委段階でも実施されている。

以上の県教委の今年度のいじめの対策を述べてみた。これらの対策が学校現場ではどのような結果となってあらわれているかみてみよう。

まず、いじめに関する調査やプリントが洪水のように学校に押し寄せてきている。その対応で相当の教師が振りまわされているのである。教師が調査、調査で日がまわっている。

昨年度、このいじめの調査で新潟市のある中学校が前の調査より四倍近くの数字を報告した。それに対し、教育委員会から多いので減らすようにと指導があつたという。調査そのものの数字を信じている人はいないだろう。水面下にもっとあるはずだと大半の人々が考えている。調査の信憑性は、教育委員会の作用でもっとなくなっているのである。

学校現場がこれらの調査で教師の多忙化を促進している。いじめの実態を把握することは誰も否定しないだろう。けれども年五回も調査を各学校にさせては数字あわせだけに学校が終始してしまうこととは間違いない。次に研修である。これは県でも市でもいつもはつきりしないお茶にこしの研修である。いじめの原因、対

策、教師と学校の役割を明確に示唆するものではない。研修会に参加した担当者はほとんどが日頃の多忙のために居眠りをしている。本当にいじめが焦眉の課題だという認識が行政にはないため、参加者に切迫感が伝わらないといえる。ある研修会の席上、質問者が「教育委員会はどのようなことをしてくれるんですか」という問いに返答はない。「八年前の鹿川君の自殺事件と同じような通達を文部省は今回の大河内君の事件でも出してはいるが、県では八年前にどのようなまとめしているのだ」という質問には「しておりません」といった答えであった。

新潟県のいじめの対策は、専任の指導主事が教育事務所に配置されたために、学校現場に事務的な忙しさ、「調査と研修」を増やしたといえる。

### 3. 「手引き」ありき

県教委は『「いじめ」に関する指導の手引き』を発行した。

内容はQ&A形式、指導事例、参考資料の三部構成になっている。いじめに対して、どう早期発見して、いかに実態を把握して、どういう指導を教師がするかのマニュアルといえる。

この『手引き』で興味が持てたのは、「Q4 いじ

める子供の言い分にはどのようなものがありますか。」という子供の声である。やはり、いじめる、いじめられる子どもの意見をどんな方法であろうと教師や親、大人が聞くことは不可欠である。

そういう点からは、教育委員会が作成するいじめの資料には子どもの声が極端に少ないというのも特徴といえる。

この『手引き』については市教委の段階でも作成することになっている。県教委のものと、子ども、教師、親の意見を入れてどれだけ改善されているかが注目される。

内容はともかく、こういう『手引き』をどのくらい学校現場の教師が参考にするかが問題である。私だけの経験でいえば、配布された後にすぐに眺めるだけの機の中に入れて置くのが関の山である。

### 4. 拝啓 教育委員会様

学校現場はいじめの対応で苦しんでいる。全教師はいかに子どもの居場所をつくり、いじめをなくしたいと強く考えている。

しかし、あまりにも学校の教師は多忙化が激しく、一人ひとりの子どもに田配りをしていられない現状がそこに横たわっている。もちろん、そうかといって、

いじめをこの理由で教師が放置することは許せないだろう。

全国的、全県的に多発している「いじめ」は一つの学校の特徴とはいえない。この病理はどこにも起こり得る。そのために今こそ学校をいじめの防波堤にすべきである。

それには教育行政の役割が重要である。

一人ひとりの子ども、教師、親の個人的責任ではないことは明白であろう。教育行政は真剣にいじめの原因、病理を責任を持って解明する義務が第一に存在している。教師個人の資質の向上だけでは、追いつけないじめの進行が学校に事実としてある。

第二は、根本的に教員数を増加させることである。

教師と生徒の比率を考える時である。教師は教室の生徒数の多さ、少なさで一喜一憂しているのである。そのためには、教師の定員を増やす工夫をあらゆる努力でするべきだろう。

全県で登校拒否加配教員が八十人、生徒指導困難加配教員が二十人である。けれども、この加配教員は足枷がある。週八時間以内しか授業を持ってはいけないと県教委は各学校に指導している。そのため、加配教員は事務屋と教師間のコーディネーターに徹するしかない。学校で一番、大変な授業時数を全教師に平均し

て軽減することはできないのである。

また、県費負担の教員を今こそ増加させる時といえ

る。  
新潟県の教育行政はいかにして教師の多忙化を解消し、教師が子どもと正面に向き合える環境をつくることがいじめ対策の道であることを自覚してもらいたい。

(いばやし あきら=新潟市藤見中学校)

